

第1号様式（第8条関係）

公益財団法人東京都環境公社
理事長 殿

年 月 日

（助成対象事業者）

住 所

氏 名

（共同申請の場合は併記）

住 所

氏 名

助成金交付申請書

中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業助成金交付要綱（令和3年6月10日付3都環公地温第543号）第8条第1項の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事業の名称		
事業所名称		
事業所所在地		
助成金交付申請額		円
助成対象経費		円
総括的連絡先	郵便番号： 住 所： 会 社 名： 部署／氏名： （電話番号： （携帯電話： （ E-mail：	／)))
備 考	※受付欄	

備考：助成対象事業者は、申請後、東京都及び公益財団法人東京都環境公社の本助成金に係る適法な全ての指示に従います。
：※印の欄には、記入しないこと。

第1号様式 その1

年 月 日

公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が実施する中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業助成金を申請するに当たり、次のことに同意します。

No.	同意事項	可否
1	申請者は、公社が定める交付要綱に基づき提出する助成金交付申請書及び添付書類には、いかなる理由があってもその内容に虚偽の記述を行いません。 なお、申請の内容に虚偽の記述をした場合には、民事上及び刑事上の法的責任が生ずる可能性があることを認識し、誠実かつ正確な申請を行います。	
2	申請者は、大企業が実質的に経営に参加している「みなし大企業」ではありません。 ※この同意書における「みなし大企業」とは、次の者をいいます。 ・一の大企業又はその役員が当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を所有していること。 ・複数の大企業又はその役員が、当該中小企業者の発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を所有していること。 ・一の大企業の役員又はその職員が、当該中小企業者の役員の総数の2分の1以上を兼務していること。	
3	申請者は、過去に税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けていません。	
4	申請者は、国又は地方公共団体の出資を受けていません。	
5	申請者（法人その他の団体にあつては、代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員を含む。）は、暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）に該当せず、かつ将来にわたつても該当しません。 また、この同意に違反又は相違があり、助成金の交付の決定の取消しを受けた場合において助成金の返還を命じられたときは、これに異議なく応じます。 あわせて公社が必要と認めた場合には、暴力団員等であるか否かの確認のため、警視庁へ照会がなされることに同意します。 ※この同意書における「暴力団員等」とは、次の者をいいます。 ・暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する法人等に所属する者 ・暴力団員を雇用している者 ・暴力団又は暴力団員を不当に利用していると認められる者 ・暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる者 ・暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者	
6	申請者が中小規模事業所の使用者の場合、使用する中小規模事業所の所有者の承諾を得て申請します。 なお、本事業により設置された対象設備等について、公社及び東京都はその責任の一切を負いません。	
7	遡及の申請を行う場合、次について同意します。 ・交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変の事由等によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。 ・審査の結果、不交付となった場合には助成金は支払われないことに異議がないこと。 ・審査の結果、補助対象以外の経費が含まれている場合は交付決定額が申請額に対して減額されることに異議がないこと。	

第1号様式 その2

1. 助成対象事業者に関する情報

フリガナ				
事業者名（会社名）				
フリガナ				
代表者名				
設立日	年	月	日	（個人事業主の場合は開業日）
事業者の区分				
主な業種 ^{※1}				
発行済株式総数（出資総額）	株（		千円）	
役員数	全体	人	（大企業からの出向者	人）
従業員数			人（役員は除く）	

※1 業種は、売上が最も大きな業種を記載すること。

2. 共同申請者に関する情報（該当する場合のみ記載）

(1) 共同申請者の情報

助成対象事業者との関係		
会社名		
会社所在地		
代表者氏名		

備考：次の該当する書類を添付すること。

①ESCO事業者：ESCO契約書（案）、ESCO料金計算書（案）

②リース事業者：リース（又は割賦販売の）契約書（案）、リース料金（又は割賦販売価格）計算書（案）

(2) 助成事業の実施体制

本事業を共同事業で行う場合は、特定中小企業者等・ESCO事業者・リース事業者の共同申請者同士及び機器更新を行う工事業者との連絡・責任体制を明確に記入すること。

--